宮崎市奨学金返還支援事業

令和８年度　支援対象者募集要項

発行日：令和８年９月１日

01　事業の目的

宮崎市では、これからの地域経済を支える若い世代の皆さんが、本市で安心して働き、生活基盤を築けるよう「宮崎市奨学金返還支援事業」を実施しています。

本事業は、宮崎市が認定した企業（以下「支援企業」といいます。）に就職した方、または市内で自ら起業した方に対し、宮崎市が奨学金返還額の一部を補助するものです。

02　手続きの流れ

申請から補助金交付までの手続きと時期は以下のとおりです。

ステップ	手続き	時期
1	あなたの所属企業が、支援企業に該当するか確認。 宮崎市企業図鑑　URL:https://miya-navi.net/miyazaki/	申請前
2	支援対象者認定申請を行ってください。 ※後述の認定要件を満たす方が対象です。（採用内定の段階では申請できません） 宮崎市スマート申請　URL:https://lgpos.task-asp.net/cu/452017/ea/residents/portal/home →認定要件を満たすことが確認されれば、市から支援対象者認定通知が届きます。	令和8年9月1日 ～ 令和8年12月31日
3	交付申請兼実績報告を行ってください。 ※前年度1年間の返還実績額が分かる書類を添えて申請してください。	翌年4月～ 5月
4	市から補助金交付決定兼確定通知書が届き、その後、補助金の交付（振込）があります。 ※3の内容を審査し、決定した補助金額をご本人の口座へ振り込みます。	翌年7月末頃
5	認定期中、毎年ステップ3から4を繰り返します。	（毎年度）

03　対象となる奨学金

区　分	詳　細
対象となる奨学金	申請者本人が名義人として貸与を受け、現在返還義務を負っている以下の貸与型奨学金が対象です。
	① 独立行政法人日本学生支援機構（以下、日本学生支援機構という。）が貸与する奨学金 ※海外留学のための奨学金も対象です。
	② 地方公共団体が貸与する奨学金 例）宮崎県育英資金、宮崎県奨学会奨学金、母子父子寡婦福祉資金（修学資金）　等
	③ 公益財団法人交通遺児育英会が貸与する奨学金
	④ 一般財団法人あしなが育英会が貸与する奨学金
	⑤ 社会福祉協議会が貸与する教育支援資金
対象外となるもの 【注意】	●民間金融機関が提供する「教育ローン」等は対象外です。また、日本学生支援機構等の奨学金であった場合でも、金融機関のローン等に「借り換え」を行った後は補助対象外となります。

令和８年度　支援対象者募集要項

04　支援対象者の認定要件

【重要：採用・入社のタイミングについて】 本事業の申請受付は毎年４月～１２月です。「１～３月に採用」された方は翌年度の申請扱いとなります。そのため、１～３月に入社した場合、翌年度の4月1日時点で「３１歳」になる場合は対象外となりますのでご注意ください。

本事業の補助を受けるためには、まず「支援対象者」としての認定を受ける必要があります。以下の要件をすべて満たしている方が対象となります。

項目	要件の詳細（すべてを満たす必要があります）
就業・起業	【下記①②のいずれかに該当すること】 **① 支援企業に就業している方** 支援企業に、「正規雇用労働者」として就職していること。 ≪正規雇用労働者とは≫ 原則として以下の２つを満たす働き方を指します。 ・期間の定めのない労働契約であること（有期雇用ではない） ・健康保険・厚生年金等の社会保険に加入していること （入社直後の「試用期間中」であっても、正規雇用を前提とした契約であれば対象となります） **② 市内で起業した方** 宮崎市内に主たる事務所を置き「起業家」として事業を営んでいること。また、個人事業主である起業家にあっては本市を納税地として所得税の確定申告（青色申告に限る。）を行っていること。 ≪起業家とは≫ 税務署に開業届を提出している個人事業主、または法人の代表者のみで経営している、いわゆる「一人親方（従業員なし）」を指します。認定時に従業員がいない状態で、認定期間５年のうちに従業員を雇用したとしても、その認定は継続されます。
年齢	認定申請を行う年度の４月１日時点において、満３０歳以下であること。
居住	認定申請日において、宮崎市の住民基本台帳に記録されており（住民票があること）、かつ、５年以上継続して宮崎市に定住し、就業または事業を継続する意思があること。
奨学金・その他 ※次章にも奨学金について記載あり	・学校の在学中に奨学金の貸与を受け、自分で返還しており、滞納がないこと。 ただし、貸与機関の規定により返還の猶予または一部免除を受けている場合を除きます。 ※学校とは、大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程、専修学校高等課程、高等学校をいいます。 ・他の行政機関等から、重複する奨学金返還支援を受けていないこと。 ただし、宮崎県「ひなた創生のための奨学金返還支援制度」は併用可能です。 ・宮崎市税を滞納していないこと。 ・暴力団員でないこと及び暴力団又は暴力団と密接な関係を有していないこと。 ・公務員でないこと。 ・過去に当事業の認定を受けた方ではないこと。

05　認定期間と補助の金額・対象期間

項　目	内　容
認定期間	認定申請の属する年度の４月１日から５年間です。 ※奨学金の返還残額に達した場合は、その時点で終了します。
各年度における補助対象期間	交付申請にかかる対象期間は前年度の４月～翌３月分です。認定期間中の１年間分を毎年実績払い方式で交付します。
１年間の補助上限額	年額２０万円を上限とします。また、「元金」のみが対象です。※利子、延滞金、手数料、遅延損害金等は対象外です。
通算の支給総額の上限	認定期間（５年間）における通算最大１００万円を上限とします。 ただし、毎年の返還実績額に応じて交付するものとし、認定期間内に返還が終了（完済）する場合は、認定申請時の奨学金返還残額を上限とします。 【県の制度と併用する場合】 宮崎県が行う「ひなた創生のための奨学金返還支援制度」をご利用の場合は、返還残額から県の交付予定額を控除した額を本事業の通算上限とします。※詳細は次頁07 を参照

令和８年度　支援対象者募集要項

06　【参考】補助金額の計算方法

本事業で補助されるのは、１年間（４月～翌年３月）に実際に返済した額のうち、「元金（がんきん）」の部分のみです。利息、延滞金、手数料、遅延損害金等は補助の対象に含まれません。

【具体例】１年間の補助金額の計算シミュレーション
Ａさんの場合：日本学生支援機構　第二種奨学金（有利子）を利用中
① 毎月の口座引き落とし額
［15,000円］
↓ 内訳を分解すると…
・元金（がんきん）：12,000円　★補助の対象
・利息・保証料等　：3,000円（※補助の対象外）
② １年間の補助金額の計算
［元金 12,000円］ × 12ヶ月 ＝ 144,000円
※1年間の総返済額180,000円のうち、144,000円が市の補助金額として計算されます。

07　【参考】「ひなた創生のための奨学金返還支援制度」併用の場合の上限額計算例

【具体例】ひなた創生のための奨学金返還支援制度併用の場合の上限額
従業員Bさんの奨学金返還残額が「130万円」で、年間20万円を返済している場合
① 宮崎県からの支給見込額（将来）［70万円］
↓ 県の制度を利用する場合、市の総上限額は残りの額になります
② 本市からの通算支給上限総額の計算
［返還残額 130万円］ －［県の支給見込額 70万円］ ＝ 60万円　★市の支給上限はココ！

年　度	宮崎市交付額 （本事業による）	宮崎県交付額 （ひなた創生のための奨学金返還支援制度）
令和9年度	市補助額20万円	県補助額0円
令和10年度	市補助額20万円	県補助額30万円
令和11年度	市補助額20万円　市補助終了	県補助額0円
令和12年度		県補助額40万円　県補助終了

08　【認定申請】申請期間と申請方法

宮崎市スマート申請によるオンライン手続き

本事業の申請は、原則として「宮崎市スマート申請」を利用したオンラインでの手続きをお願いしています。
スマートフォンやパソコンから、24時間いつでも申請が可能です。
▶ 宮崎市スマート申請ポータルサイト：https://lgpos.task-asp.net/cu/452017/ea/residents/portal/home
サイト内で「奨学金　認定申請」または「奨学金　交付申請」と検索！

【STEP 1】認定申請　初回のみ必要です（以降５年間は、STEP2の交付申請のみ毎年行って下さい）。

申請期間	令和８年９月から令和８年１２月まで
提出書類	①　雇用証明書（特設サイトから様式をダウンロードし、勤務先にて証明を受けてください） ※申請から2ヶ月以内に発行されたもの　※起業家の方は提出不要。
	②　奨学金の貸与額や返還残額がわかる書類（奨学金貸与証明書など） ※以下の項目がすべて確認できる書類。 ●貸与元機関名　●本人氏名　●奨学金の名称　●貸与総額　●現在の返還残額　●月々の返済額 ※申請時点から2ヶ月以内に発行されたもの。 ※日本学生支援機構の場合は、「スカラネット・パーソナル」の「詳細情報」タブの画面スクリーンショットでも可能です（上記項目がすべて写るように撮影してください）。 ※その他の奨学金の場合は、貸与元が発行する「返還誓約書の控え」や「返還計画書」等で代用できる場合があります。
	③　宮崎県の奨学金返還支援制度の支援対象者認定通知書 ※宮崎県「ひなた創生のための奨学金返還支援制度」を利用している方は、県から交付された「支援対象者認定通知書」の写しを添付してください。

令和８年度　支援対象者募集要項

09　【交付申請】申請期間と申請方法

宮崎市スマート申請によるオンライン手続き

【STEP 2】交付申請　※以降５年間交付申請を繰り返します（その間、返還残額に達した場合は終了します）。

申請期間	令和9年4月から令和9年5月まで
提出書類	①　**雇用証明書**（特設サイトから様式をダウンロードし、自身の職場で証明頂く） ※申請時点から2ヶ月以内に発行されたもの。 ※起業家の方は提出不要。
	②　**前年度の返還実績を証明する書類（奨学金返還額証明書など）** 指定の対象期間（令和8年4月～令和9年3月分）に、ご自身がいくら返済したかを貸与元が公的に証明する書類です。以下の項目がすべて確認できる必要があります。 ●貸与元機関名　●本人氏名　●対象期間内の返還実績（返済額）　●元金と利息等の内訳 ※本事業の補助対象は「元金のみ」のため必須です。 【提出書類の準備について】 （重要）申請には貸与元機関（日本学生支援機構等）が返還実績を証明する書類（②奨学金返還額証明書）が必要です。証明書の発行には日数がかかります。４月になったら速やかに、証明書の発行手続きを行ってください。 ＜日本学生支援機構の場合＞ ▶ スカラネット・パーソナル：https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/login_open.do ＜その他の奨学金の場合＞ 貸与元機関へ直接お問い合わせいただき 、上記項目が満たされる証明書の発行をご依頼ください。
	③　**宮崎県の奨学金返還支援制度の交付額が分かる書類（「みやざき産業人財確保支援基金事業補助金の交付決定及び交付額の確定について(通知)」の写し）** ※宮崎県「ひなた創生のための奨学金返還支援制度」の支援制度を併用している方のみ提出が必要です。 ※県の補助金は毎年支給されるわけではないため、前年度に県から支給（交付確定）があった年度（通常１・３・５年目）のみ添付してください。支給がなかった年度は提出不要です。
	④　**振込先口座確認書類（通帳またはキャッシュカードの写し）** ※ネットバンキングの場合は、金融機関名・支店名・預金種類・口座番号・口座名義（カタカナ）が 確認できる画面の写し等
	⑤**【起業家のみ】所得税の確定申告書の写し（青色申告に限る）** ※宮崎市を納税地として青色申告を行っていることが確認できる書類（確定申告書 第一表 および 青色申告決算書の控え等）を提出してください。
その他	・提出書類（雇用証明書や奨学金返還額証明書等）は、スマートフォンで鮮明に撮影した写真（スクリーンショット）またはデータをそのままアップロードして提出できます。
	【重要】交付申請時点で、市内に住所を有していない等、認定要件を欠く場合は受給資格を喪失します（有効な認定期間に応じた、月割り・日割りでの支給もできません）。
	・やむを得ない事情でオンライン申請が難しい場合は、「１４　お問い合わせ」によりご相談ください。

10　認定後の注意事項（受給資格の喪失の例）

認定期間中に、認定要件を満たさなくなると、その時点で補助金の受給資格を失います。該当する事例は以下のとおりですのでご注意ください。

項　目	ルールの詳細
市外への転出	宮崎市外へ住民票を移した場合（居住要件を満たさなくなるため）。
退職・転職	支援企業を退職した場合。ただし、「別の支援企業」への転職や自ら起業する場合等、届出により認定を継続できる可能性があります。詳しくは、お問い合わせください。
雇用形態の変化	正規雇用労働者でなくなった場合（役員への昇格や、パート・アルバイト等への変更）。
支援企業の認定状況	ご自身が所属される支援企業が、その認定を辞退した場合や、市内に事業所を有しなくなった場合、市に認定を取り消された場合。
起業家の事業所市外移転	起業家の方が、事業所を市外へ移し、市内に事業所を有しなくなった場合。

11　支援対象者の認定内容変更・辞退の届け出

認定を受けた後、以下のような変化があった場合は、すぐに「変更届」または「辞退届」を出してください。

【変更届】

事　由	内　容
引っ越し（宮崎市内）	住所が変わったとき。 （市外へ引っ越すと、受給資格を喪失し、それ以降の交付請求が出来ず、補助金は一切受け取れなくなります。）
転職	別の支援企業へ転職するとき。
名前が変わった	結婚などで氏が変わったとき。
連絡先が変わった	電話番号やメールアドレスが変わったとき。
奨学金返還情報	奨学金の返還免除（全額・一部）や返還猶予の適用を受けたとき。 ※単なる月々の返還額の変更については届出不要です。

下記より届出てください。
▶ 宮崎市スマート申請ポータルサイト：
https://lgpos.task-asp.net/cu/452017/ea/residents/portal/home

【辞退届】
辞めたい： ご自身の希望・都合でこの事業への参加をやめるとき。
　例）　市外への転出
　　退職・転職
まずは、「１４　お問い合わせ」によりご相談ください。

12　交付申請時の注意事項

以下の要件を満たす必要があります。該当しなくなった場合、補助金を交付することが出来ません。

1	ご自身の所属企業が、引き続き支援企業として認定されていること。
2	支援対象者の認定要件を、引き続き満たしていること。

13　支援対象者の認定・交付決定の取消

市は、以下のような場合には認定・交付決定を取り消すことがあります。

1	嘘の申請や不正な手段で認定・交付決定を受けたことがわかったとき。
2	市が求める報告や書類の提出を、理由なく拒んだとき。
3	支援対象者の認定要件を満たさなくなり、受給資格を喪失したにも関わらず、交付申請を行い、受給したとき。
4	その他市長が不適当と認めるとき。

※認定・交付決定が取り消された場合、それまでに受給した補助金の返還を命じることがあります。

14　お問い合わせ・申請書類提出先

ご不明な点はお気軽にご相談ください

宮崎市 経済部 企業立地推進課 雇用対策係 奨学金返還支援担当
〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号
電話：0985-21-1793
E-mail：17kigyo@city.miyazaki.miyazaki.jp

▶ インターネットからのお問い合わせ
特設サイト（下記URL）内の「お問い合わせフォーム」をご利用ください。
https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/scholarship-support/
▶ 支援企業一覧の確認はこちら：
https://miya-navi.net/miyazaki/